

蓮田市がん患者アピアランスケア購入費助成金交付事業に関するQ&A

| 対象者について | | |
|---------|---|--|
| 番号 | 質問 | 回答 |
| 1 | 蓮田市に住民票はあるが、市外に居住している。対象者になるか。 | 対象になります。 |
| 2 | 蓮田市に居住しているが、住民票は市外にある。対象者になるか。 | 対象にはなりません。 |
| 3 | 購入は、ネット通販のものでも申請できるか。 | 対象者の氏名・購入日・品名・金額の明細等必要事項が記載された領収書があれば、申請できます。 |
| 4 | 本人が転出ないし死亡している場合、対象となるか。 | 購入時点で、転出や死亡により蓮田市の住民基本台帳に登録がない場合は、対象にはなりません。 |
| 5 | いつ購入したアピアランスケア用品から対象になりますか。 | 令和5年4月1日以降に購入した用品について、対象となります。ただし、申請期間は、購入した日の属する年度の末日までです。 |
| 6 | がん治療により脱毛し、ウィッグを購入してから1年以上が経過している。対象となるか。 | 対象となりません。アピアランスケア用品の購入日に関する条件は、 ・令和5年4月1日以降に購入し、 ・購入した日の属する年度の末日までに申請することです。 |
| 7 | がんの治療は終了しているが、脱毛症状がまだある。対象となるか。 | 対象となります。 |
| 8 | これから抗がん剤治療を受けることになるが、対象となるか。 | 対象となります。ただし、助成金の交付は生涯に1度だけですので、ご注意ください。 |

対象となるアピアランスケア用品について

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|-------------------------------------|---|
| 1 | 医療用のウィッグでない、ファッション用のウィッグも対象となるか。 | 対象になります。 |
| 2 | ウィッグの付属品やケア用品は対象となるか。 | ウィッグを着用する際に必要なネットは対象となりますが、それ以外の付属品やケア用品は対象となりません。 |
| 3 | アピアランスケア用品を購入した際にかかった交通費や送料は対象となるか。 | 対象になりません。 |
| 4 | ウィッグを購入した際にかかったカット代やセット代は対象となるか。 | 対象になりません。 |
| 5 | ウィッグを自作することにしたが、材料費は対象となるか。 | 対象になりません。 |
| 6 | アピアランスケア用品を複数購入した場合、すべて助成の対象となるか。 | 対象となります。ただし、申請は一回限りとなるため、まとめて申請する必要があります。すべての購入が令和5年4月1日以降で、アピアランスケア用品を購入した日の属する年度の末日までに申請してください。 |
| 7 | ウィッグと胸部補整具をどちらも購入した場合、申請は1回限りか。 | ウィッグと胸部補整具でそれぞれ申請できます。 |

利用申請について

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---------------------------|--|
| 1 | 本人以外の家族が代わりに申請することはできるか。 | 原則本人に申請していただき、本人名義の口座に振り込みます。やむを得ず本人以外のかたが申請する場合は、事前に健康増進課へご相談ください。 |
| 2 | 申請書の「申請者」と「対象者」とは誰のことか。 | 「申請者」：助成金を受け取るかた 「対象者」：実際にアピアランスケア用品を使用しているかた です。基本的には「申請者」＝「対象者」です。 |
| 3 | 申請書を書き損じてしまった。どう訂正すればいいか。 | 二重線で消して、訂正してください。 |

